

千葉県奨学金返還サポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、本市の産業を担う人材を確保し、及びその人材の本市企業への定着を促進するため、市内企業に就業し奨学金を返還する者に対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該奨学金の返還支援金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業人材養成施設 ものづくり人材の養成を行う施設。この要綱では独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する関東職業能力開発大学校附属千葉職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクカレッジ千葉」という。）のことをいう。
- (2) サポート対象者 第4条の申請時点で奨学金により産業人材養成施設に修学している者をいう。ただし、第4条の申請時点で在職している者を除く。
- (3) 学費 産業人材養成施設に係る入学金及び標準修業期間における授業料の合計額。ただし、当該合計額の一部が免除された場合は、免除後の額を学費とする。
- (4) 奨学金 産業人材養成施設の学費に充てることを目的として借り入れた資金（返済義務のあるものに限る。）で市長が認めるものをいう。
- (5) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。
- (6) 市内企業 市内に本店がある法人及び個人事業主並びに市外に本店がある法人の市内事業所をいい、官公署（外郭団体、独立行政法人を含む）は対象外とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない法人及び個人事業主並びに事業所でなければならない。
- (7) 就業 雇用保険の一般被保険者として雇用されることをいう。
- (8) 継続就業 第13条により最初に補助金の交付を受けたときに就業していた市内企業に引き続き就業していることをいう。ただし、会社の倒産等、やむを得ない事由により離職した場合は、離職した日から1年を経過する日までに再び市内企業に就業した場合に限り、市内企業への就業が継続しているものとみなす。
- (9) 交付候補者 次3条の要件を満たし、認定を受けた者をいう。
- (10) 申請者 奨学金を利用している者で、第4条、第5条、第7条及び第10条の申請をする者をいう。

(交付候補者の認定要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) サポート対象者又はサポート対象者の親族等が奨学金を借入れ、返還する予定又は返還中であること。
- (2) サポート対象者がポリテクカレッジ千葉において専門課程1学年に在籍していること。
- (3) サポート対象者が産業人材養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、市内企業において就業する意思を有すること。

(交付候補者の認定)

第4条 前条の要件を満たす者で、交付候補者の認定を受けようとする者は、千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、サポート対象者が産業人材養成施設の保有する個人情報の利用に同意する場合、提出書類のうち在学証明書を省略することができる。

- (1) 奨学金の申込が確認できる書類
- (2) サポート対象者の在学証明書
- (3) 申請者とサポート対象者が異なる場合においては、申請者とサポート対象者の続柄がわかる書類で官公署が発行するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者認定申請書が提出された場合において、当該申請書を提出した者が前条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、交付候補者として認定し、その旨を千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、前条各号の要件を満たさないと認めるときは、その旨を千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者の不認定通知書(様式第2号の2)により通知するものとする。

(交付候補者の事情変更等の届出)

第5条 前条の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) サポート対象者が市内企業において就業をする見込みがなくなったとき。
- (3) サポート対象者が産業人材養成施設を退学又は除籍となったとき。
- (4) 奨学金の全部が返還免除されたとき。

(5) 交付候補者又はサポート対象者の住所又は氏名に変更があったとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者届出書（事情変更）（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付候補者の認定の取消）

第6条 市長は、第4条の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の認定を取り消し、その旨を千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者の取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げるとき。

(2) サポート対象者が産業人材養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、市内企業において就業しないとき。

(3) 交付候補者が、第10条に掲げる期間内に補助金交付申請及び実績報告をしないとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

（交付候補者の認定期間の延長）

第7条 市長は、交付候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2号の期間を延長することができる。

(1) サポート対象者が産業人材養成施設を卒業後、更に他の教育機関等において修学しているとき。この場合において、延長する期間は、他の教育機関等の修学が終了した日から1年を経過する日までとする。

(2) サポート対象者が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により市内企業への就業が困難な状況にあると市長が認めるとき。この場合において、延長する期間は、就業が困難な状況が終了した日から1年を経過する日までとし、産業人材養成施設を卒業してから3年を超えない範囲内において再延長できるものとする。

- 2 前項の規定により交付候補者の認定期間の延長をしようとする者は、千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長申請書（様式第5号）に前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付候補者の認定期間の延長を決定したときは千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長決定通知書（様式第6号）により、その結果を当該申請者に通知する。ただし、審査の結果、認定期間の延長を認めないときは千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長の不認定通知書（様式第6号の2）により、その結果を当該申請者に通知する。

(補助金の交付要件)

第8条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とし、第10条に規定する補助金の交付の申請をすることができるものとする。

- (1) サポート対象者が市内企業に就業する前に、第4条の認定を受けていること。
- (2) 最初の補助金交付申請時点において、サポート対象者が市内企業に1年以上継続就業していること。2回目の申請においては、申請時点において、サポート対象者が市内企業に2年以上継続就業し、3回目の申請においては、申請時点において、サポート対象者が市内企業に3年以上継続就業していること。
- (3) 申請者及びサポート対象者が千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請者及びサポート対象者に市町村税の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第9条 補助金の総額は、サポート対象者の学費に2分の1を乗じて得た額又は奨学金の借入額（利息を除く。借り入れた奨学金の額が返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたときは、当該減額後の奨学金の額。）に2分の1を乗じて得た額のうちいずれか少ない方の額とする（当該計算で得た補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。

- 2 交付する補助金の1回当たりの額は、補助金の総額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該計算で得た円未満の端数の処理については、3回目の額に加算して交付する。

(補助金交付の申請及び実績報告兼請求書)

第10条 第4条の認定を受けた者は、市長の定める日までに、千葉県奨学金返還サポート補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、年度毎に補助金の交付の申請をすることができる。

- (1) サポート対象者が産業人材養成施設を卒業したことを証明する書類及び学費の納付が確認できる書類（初回申請時のみ。すでに提出している場合は不要。）
- (2) 住民票の写し（原本）（発行後3月を経過しないものに限る。）
- (3) 市町村税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 奨学金の借入総額が確認できる書類
- (5) 在職証明書（様式第8号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定に関わらず、サポート対象者が産業人材養成施設の保有する個人情報の利

用に同意する場合、提出書類のうち前項第1号を省略することができる。また、千葉市に住所を有する申請者及びサポート対象者は、市が保有する個人情報の利用に同意する場合、提出書類のうち前項第2号及び第3号を省略することができる。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第11条 市長は、前条の申請及び実績報告があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請をした者が第8条各号の要件を満たすと認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を千葉市奨学金返還サポート補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。審査の結果、当該申請をした者が第8条各号の要件を満たさないと認めるときは、その旨を書面により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 規則第16条の規定による交付請求は、第10条に規定する交付申請書の提出をもって代える。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定兼額の確定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定兼額の確定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者認定申請書

(あて先) 千葉市長

交付候補者として認定を受けたいので、千葉県奨学金返還サポート補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 (奨学金借入者)	住所				
	氏名	※本人が署名する場合は押印不要です。 Ⓜ	サポート対象者 (学生) との続柄		
	電話番号	※携帯電話など、平日の日中に連絡のつきやすいものを記入してください。			
	メールアドレス				
	借入奨学金	奨学金の名称			
		借入金額	※利子を除いた借入額を記入してください。 (月額) _____ 円 / 月 (総額) _____ 円		
		借入期間	____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日		

次ページに続きます

サポート対象者（学生） ※サポート対象者が記入してください	住所	※申請者と同一の場合は記入不要です。		
	氏名	※申請者と同一の場合は記入不要です。 本人が手書きする場合は押印不要です。そうでない場合は押印してください。 ㊦		
	電話番号	※申請者と同一の場合は記入不要です。		
	メールアドレス	※申請者と同一の場合は記入不要です。		
	個人情報利用の同意 (在学証明)	※いずれかにチェックしてください。承諾する場合は、必要書類の一部（在学証明書）が省略可能になります。 この申請に対する決定のため、 <input type="checkbox"/> 私の在学に関する情報について、産業人材養成施設（ポリテクカレッジ千葉）に調査、照会することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 自ら In学証明書を添付します。		
	就学先	学校名		
		学科・学年	(学科名)	(学年)
	就業の意思	<input type="checkbox"/> 私は、学校を卒業した日から1年を経過する日までに、市内企業において就業する意思があります。(□にチェックをしてください)		
	内定等	内定等の状況	<input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 決まっていない <input type="checkbox"/> その他 ()	
		就職予定企業	※内定が出ている場合は記入してください。	
就職予定企業の本店所在地		※内定が出ている場合は記入してください。		
就業予定の事業所所在地		※内定が出ている場合は記入してください。		
就職予定		_____年____月____日 <input type="checkbox"/> 未定		

【添付書類】

- 1 奨学金の申込が確認できる書類（奨学金借用証明書等）
- 2 サポート対象者の在学証明書（サポート対象者が個人情報の利用に同意した場合は不要です。）
- 3 申請者とサポート対象者が異なる場合においては、申請者とサポート対象者の続柄がわかる書類で官公署が発行するもの（続柄の記載された住民票の写し（原本）等）

様式第2号

千葉市指令 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市奨学金返還サポート補助金について、交付候補者として認定したので、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第2号の2

千葉市指令 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者の不認定通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付で申請のあった千葉市奨学金返還サポート補助金について、交付候補者として認定しないこととしたので千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

不認定の理由

--

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者届出書（事情変更）

（あて先）千葉市長

申請者（奨学金借入者）※本人が署名する場合は押印不要です。

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(連絡先電話番号) _____

(連絡先メールアドレス) _____

年 月 日付け千葉県指令 第 号千葉県奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書により通知のあった認定について、千葉県奨学金返還サポート補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

サポート対象者 ※申請者と同一の場合は記入不要です。

（ポリテクカレッジ千葉に在籍している（していた）方を記入してください。）

住所	
氏名	

- 認定を辞退
- 市内企業において就業する見込みがなくなった
- 産業人材養成施設（学校等）を退学又は除籍となった
- 奨学金の全部が返還免除された
- 申請者（奨学金借入者）又はサポート対象者の住所又は氏名の変更があった

(変更前)

(変更後)

- その他

--

様式第 4 号

千葉市達 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者の取消通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書で通知した認定について、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第 6 条に該当すると認められるため、交付候補者の認定を取り消したので通知します。

認定の取消理由

- 認定を辞退したため
- 市内企業において就業する見込みがなくなったため
- サポート対象者が産業人材養成施設を退学又は除籍となったため
- 奨学金の全部が返還免除されたため
- サポート対象者が産業人材養成施設を卒業した日から 1 年を経過する日までに、市内企業において就業しないため
- 交付候補者が、要綱第 10 条に掲げる期間内に補助金交付申請及び実績報告をしないため
- その他 ()

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長申請書

(あて先) 千葉市長

申請者(奨学金借入者) ※本人が署名する場合は押印不要です。

住所 _____

氏名 _____ ㊟

(連絡先電話番号) _____

(連絡先メールアドレス) _____

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書により通知のあった認定について、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第7条の規定により、認定期間の延長を申請します。

サポート対象者 ※申請者と同一の場合は記入不要です。

(ポリテクカレッジ千葉に在籍している(していた)方を記入してください。)

住所	
氏名	

申請理由

- サポート対象者が産業人材養成施設(学校等)卒業後、更に他の教育機関等において修学しているため

教育機関等の名称	
延長を申請する期間	(修学期間) _____年____月____日～_____年____月____日
就職予定	_____年____月____日

- サポート対象者が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により市内企業への就業が困難なため

就職予定	_____年____月____日 <input type="checkbox"/> 未定
市内企業への就業が困難な理由	

様式第 6 号

千葉市指令 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長決定通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のありました千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長については、認定することとしましたので千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 6 号の 2

千葉市指令 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長の不認定通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のありました千葉市奨学金返還サポート補助金認定期間延長については、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第 7 条の規定により不認定としましたので通知します。

不認定の理由

--

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市奨学金返還サポート補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

(あて先) 千葉市長

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉市奨学金返還サポート補助金交付候補者認定通知書により通知のあった認定について、補助金の交付を受けたいので、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	住所		
	氏名		※本人が手書きする場合は押印不要です。そうでない場合は押印してください。 ㊟
	連絡先電話番号		※携帯電話など、平日の日中に連絡のつきやすいもの
	メールアドレス		
	個人情報利用の同意(申請者が千葉市在住の場合)		※いずれかにチェックしてください。承諾する場合は、必要書類の一部を省略可能になります。 この申請に対する決定のため、 <input type="checkbox"/> 私の住民登録基本情報及び市税納付情報について、市役所内の関係機関に調査、照会することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 自ら証明する書類を添付します。
	宣誓欄		<input type="checkbox"/> この申請をするに当たり、在職証明書(様式第8号)を無断作成、改変、偽造していないことを宣誓します。
サポート対象者 ※サポート対象者が記入してください	住所		※申請者と同一の場合は記入不要です。
	氏名		※申請者と同一の場合は記入不要です。 本人が手書きする場合は押印不要です。そうでない場合は押印してください。 ㊟
	個人情報利用の同意	市税納付情報	※(サポート対象者が千葉市在住の場合)いずれかにチェックしてください。承諾する場合は、必要書類の一部を省略可能になります。 この申請に対する決定のため、 <input type="checkbox"/> 私の市税納付情報について、市役所内の関係機関に調査、照会することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 自ら証明する書類を添付します。
		卒業及び学費	※いずれかにチェックしてください。承諾する場合は、必要書類の一部を省略可能になります。 この申請に対する決定のため、 <input type="checkbox"/> 卒業及び学費納付に関する情報について、産業人材養成施設(ポリテクカレッジ千葉)に調査、照会することに承諾します。 <input type="checkbox"/> 自ら証明する書類を添付します。

※サポート対象者は、産業人材養成施設(ポリテクカレッジ千葉)卒業者です。

サポート対象者の学費	学校名						
	学費	入学金	_____円				
		授業料	_____円 ※標準修業期間における授業料の合計				
		学費合計	(合計) _____円 ※入学金+上記授業料の合計 学費の2分の1 _____円 (円未満切捨て) …①				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学費の免除（授業料免除等）があった場合は、免除後の金額を記入してください。 ・標準修業期間の授業料とは、2年制の学校の場合は2年分の授業料のことです。 						
奨学金	※第1回申請時のみ。2回目以降の申請は、この「奨学金」欄の記入を省略可能です。						
	奨学金の名称						
	借入金額 (利子を除く)	_____円/月 (総額 _____円) 総額の2分の1 _____円 (円未満切捨て) …②					
		借入期間	_____年____月____日 ~ _____年____月____日				
	返還期間	_____年____月____日 ~ _____年____月____日					
交付申請額	補助金(総額)	※補助金総額は、次の①②のうちいずれか低い額 ①学費の2分の1 (円未満切捨て) _____円 ②奨学金借入額 (利息を除く) の2分の1 (円未満切捨て) _____円					
	交付申請額	※1回当たりの申請金額は補助金総額の3分の1の額。 ただし、円未満に端数が生じた場合は、3回目に加算する _____円 (申請回数 _____ 回目)					
振込先	金融機関	※振込先の口座は、申請者本人名義のものに限ります。 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 出張所					
	口座番号	普通					

【添付書類】

書類		備考
1	産業人材養成施設（ポリテクカレッジ千葉）の卒業を証する書類の写し	第1回申請時のみ。すでに提出している場合、又はサポート対象者が個人情報利用（卒業及び学費）に同意した場合は不要です。
	学費の納付が確認できる書類（領収書の写し等）	
2	申請者の住民票の写し（原本）	発行後3月以内のもの。申請者が千葉市在住者で、個人情報利用に同意した場合は不要です。
3	申請者及びサポート対象者の市町村税に滞納がないことを証明する書類	千葉市在住者は、個人情報の利用に同意した場合は不要です。 ※証明書の名称や証明範囲は市町村で異なります。居住地の税関係部署等にお問合せください。
4	奨学金の借入総額が確認できる書類	奨学金借用証書等。第1回申請時のみ。
5	在職証明書	様式第8号
6	申請者とサポート対象者の続柄が分かる公的書類	申請者とサポート対象者（ポリテクカレッジ千葉卒業者）が異なる場合のみ。ただし、住民票の写し（原本）に申請者とサポート対象者の続柄が記載されている場合は提出不要です。

様式第8号

在職証明書

氏名		
住所		
生年月日	____年__月__日	
勤務している 事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
就業年月日	____年__月__日	
雇用形態		
職種		
職務内容		

上記の者は、 年 月 日現在、当社に在職していることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

企業名 _____

証明責任者の職・氏名 _____

（ 記入担当者 所属部署 _____
氏名 _____
連絡先 _____ ）

様式第9号

千葉市指令 第 号
年 月 日

千葉市奨学金返還サポート補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

(申請者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市奨学金返還サポート補助金について、次のとおり交付を決定・確定したので、千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

補助金の交付決定額（確定額）	円
備考	

審査請求について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。